

第96回「村長とのふれあいトーク」当日のやりとりコメント

【1】－1 私道の整備について

舟石川コミュニティセンターより西方約400メートルに位置する私道は、付近住民の生活道路の利用の他、具体的には選挙の車や建設関係等の車両の利用もある。本道路は、未舗装の砂利敷きで、村から道路補修用の砂利の提供を受けており、過去には村に整地作業を行っていただいたこともある。本道路を村道化もしくは、簡易舗装を村で実施していただくことは可能か。

⇒【村長コメント】

道路整備課が公衆用道路として必要性を認識し、定期的に砂利入れをしているということは、村として一定の役割があると認識しているものと考えます。対応することができるのか私道を村道化するにあたっての要件等担当課を通して確認する。

⇒【道路整備課コメント】

ご意見のありました私道の整備の件につきまして、私道を村道とするためには、東海村道路認定基準要綱に基づき、一定の条件を満たすものについて、村道に認定することが可能となります。また、村で舗装を行うことにつきましては、個人所有の土地である私道を村で舗装することはできませんが、私道の所有者が整備を行う際に、費用の一部を村が補助する制度がございますので、制度の内容について道路整備課よりご連絡させていただきます。

【1】－2 上谷原子どもの遊び場の管理費について

上谷原子どもの遊び場は、個人の土地（村が借地）に村が遊具（ブランコ）を設置した遊び場となっている。遊び場の管理は、舟石川一区自治会の2つの班員で年に2回草刈りをしてきたが、高齢化が進み、シルバー人材センター等に委託する方針となっている。管理費は、自治会長経由で支給されているが、シルバー人材センターへ草刈りを委託した場合、支給される管理費のみでは、とてもまかないきれず、班費で補うため、管理費を増額していただきたい。

なお管理について、平成21年から業務委託契約として村と請書を取り交わしている。

⇒【村長コメント】

村が所有している土地であれば、村が直接管理する必要があるが、本件相談にあった場所は、個人の土地に村が遊具を設置し、管理を地域へ委託している状況であるとのことで、イレギュラーな管理状況となっているものと考えます。このような管理となった経緯等、担当課へ確認し、同所の管理方法については、対応を検討する。

⇒【道路整備課コメント】

子どもの遊び場の管理の件につきましては、子どもの遊び場は、自治会の子どもたちの遊び場確保のため、自治会と村が協力して運営しており、主な役割分担としては、村が土地を提供し、自治会が維持管理をするといった運営をしております。そのため、維持管理に関するご相談は、まず自治会内部でご協議の上、必要に応じて自治会要望をご提出いただいております。本件につきましては、既に自治会要望としてご提出いただいておりますので、そちらの回答をお待ちくださいますようお願いいたします。

【2】－1 村松虚空蔵尊前の交通状況について

国道 245 号線の工事に伴い、工事エリアを迂回するため抜け道として、村松虚空蔵尊前の道路を建設関係と思われる車両が通行するようになった。同車両は、速度が速く、虚空蔵尊前の道路は、子どもや高齢者が多く歩行する道路であることから、大変危険な状況にある。何回か子どもや高齢者が車にひかれそうになる状況を目撃しており、車両の速度を抑える対策（人を立てることやハンブの設置等）を取っていただきたい。

⇒【村長コメント】

付近の事業所である日本原子力研究開発機構等の関係者には、相談にあった場所を通行しないよう依頼しているところだが、それ以外の車両が通行しているものと考えられる。対策としてハンブの設置には、スピードの抑制に一定の効果は期待できるが、普段道路を使用している近隣住民の了解が必要であり、ハード面の整備が必要となるため、時間を要する。人を立たせることにも限界があるものとする。相談にあった交通環境の場合、どのような対策が取れるか、警察へ担当課を通して確認する。

⇒【道路整備課コメント】

ご意見のありました抜け道の件につきましては、村から建設業者に対し、本路線には 30km/h の速度規制があることを説明しました。

建設業者は速度規制について認識していましたが、規制遵守を改めて従業員に周知していただくことになりました。

現地確認を行った結果、速度規制の看板、路面標示が設置されている状況でした。

しかしながら、一般の乗用車が速度をだしているのを数台確認できたことから、今後ひたちなか警察署と日程調整を行い、追加の安全対策がとれるかを村とひたちなか警察署で検討してまいります。

【2】－2 村長杯を増やしてほしい

以前住んでいた青森県三沢市では、市長杯で優勝した小学生が国体選手にまで成長した事例があった。成長の要因として優勝経験が本人の自信につながったとのことだったので、小学生が参加できる村長杯を増やしていただくことで将来活躍する選手が増えるのではないかと考えている。

⇒【村長コメント】

村内の中学生の野球大会を例に挙げると、近隣の市町村と共に 10 チーム程度で行っている大会に、村長杯という名称をつけてはどうかと過去に提案を受けたことがあるが、村長杯という名称をつけると政治的意味合いが含まれることもあり、対応が難しいところである。特に優勝カップ等の費用をかけて記念品を準備すると政治的制約が発生する可能性がある。子どもが参加しやすいものや結果を受けて喜ぶことができるような催し等、教育的視点も含めて村長杯を新たに開催することができるか、制約等の確認も含めてまずは担当課と情報共有をしたい。

【3】 通学路について

村松小学校へ通う通学路について、小学生が自宅前を通過する際、歩道がなく車道を歩いているため、交通事故に遭う危険性がある。現に 2・3 回、車両と小学生が衝突しそうなところを目撃しており、見過ごせない状況にある。道路整備事業において整備された村道には、歩道が整備されているため、通学路としてそちらの道を使用するよう呼びかけてほしい。本件は、8 月頃にも道路整備課へ連絡しているが、状況が変わらない様子であったため、改めてふれあいトークに参加した。

⇒【村長コメント】

児童の安全を考えると歩道を通学路として使用することが望ましい。通学路の変更は、すぐに対応することが難しいかもしれないが、児童が交通事故に遭う危険性を考慮すると通学路のルートを再考する必要があるものと考え。保護者にも理解を得て、児童がより安全に通学することができるよう教育委員会へ安全な通学路の使用について検討するよう伝える。

⇒【学校教育課コメント】

御意見ありがとうございます。

通学路は安全性が第一であることから、歩道がある道路を通学路として使用するのが望ましいと考えております。

学校に対しましては、歩道が整備された道路を通学路にするように指導してまいります。

【4】 東海南中学校のグラウンド整備について

東海南中学校の陸上部は、グラウンド中央のスペースを使用しているが、他の部と共用であり、かつ、同所は水はげが悪く、グラウンドが荒れており、部員が足をくじいてしまうなど怪我をしてしまうことがある。グラウンドの整備もしくは、代替場所（中丸小学校等）の使用等対応を検討していただくことは可能か。

⇒【村長コメント】

代替場所として中丸小学校を使用することは、教育委員会で整理すれば、対応することもできるかもしれない。そのため学校ごとにどのようにグラウンドを管理しているか確認する必要がある。現状の場所に陸上専用のグラウンドを整備し、スペースを確保することは難しいため、小学校のグラウンドを使用することを検討した方が現実的かもしれない。部活動の環境を整えたいと考えているので、教育委員会を通して対応を検討する。

⇒【学校教育課コメント】

御意見ありがとうございます。

現在、村内の小中学校の施設につきましては、計画的に改修等を行っているところです。東海南中学校のグラウンドの整備につきましても、計画的に整備を行う予定になっておりますが、時間がかかってしまうことから、代替え場所といたしまして、東海南中学校の近隣である中丸小学校のグラウンドを使用することは可能であることから、東海南中学校と協議してまいりたいと考えております。